憲法第9条の交戦権否認規定と国際法上の交戦権

松山健二

- ① 憲法第9条に関する論点は、現在、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする日本 政府の解釈に特に集中しているが、それ以外にも多くの重要な論点があり、憲法第9条第 2項で規定される交戦権否認はそのうちの一つである。
- ② 日本政府は、憲法第9条の交戦権否認規定の解釈に際して、「交戦権」は、「人道主義的見地からする制約以外には制約がない」ものであり、憲法上許される「自衛のための行動」は、「自衛権に見合う限度において当然に限界がある」といい、「限界があるものとないものとは本質が違う。」とする。
- ③ 国連憲章により戦争が違法化される前は、当時の国際法からみた場合、国家による武力 行使は戦争と戦争以外の武力行使に分けられた。戦争違法化以前の戦争では、交戦国には、 jus in bello (敵対行為の手段・方法等を律する国際法)と中立法の履行を求められるものの、 兵力の使用等に制限はなく、「戦争を遂行するための無制限の権利」である「国家が交戦 者として有する権利」が認められていた。
- ④ 戦争が違法化された後は、国際的な武力紛争は、国際法上の根拠からみて、自衛権の行使、 国連憲章第7章に基づく措置、違法な武力行使のいずれかに分類される。自衛権を行使す る国は、交戦者として有する権利を行使するに当たり、必要性と均衡性という要件を満た す必要がある。国連憲章第7章に基づく措置に参加している国に認められる武力行使に関 する権利は、国連安全保障理事会の授権に基づくものとなる。
- ⑤ 現在の国際法で認められる武力行使は、自衛権の行使と国連憲章第7章に基づく措置であり、それぞれ要件があり、その法的結果として交戦国の有する権利にも「限界」をもたらすことになる。「人道主義的見地からする制約以外には制約がない」という「交戦権」は、国際法上適法な武力行使において国家が交戦者として有する権利とは本質が異なるものであり、国連憲章下では行使されることはない。つまり、国際法上適法な武力行使の下に国家が交戦者として有する権利と、憲法上適法な武力行使の下に「国家が交戦者として有する権利」(日本政府のいう自衛行動権)は、ともに、日本政府の解釈の下での憲法第9条が否認する「交戦権」とは本質が異なるものである。

憲法第9条の交戦権否認規定と国際法上の交戦権

総合調査室 松山 健二

目 次

はじめに

- I 日本政府による交戦権否認規定の解釈
- Ⅱ 国際法学者による交戦権否認規定の解釈
- Ⅲ 国際法上の交戦権
- 1 武力行使に関する国際法
- 2 戦争違法化以前の国際法上の武力行使
- 3 戦争違法化以後の国際法上の武力行使
- 4 国家が交戦者として有する権利

Ⅳ 考察

おわりに

国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス 2012.11 29

はじめに

日本の安全保障政策において、日本国憲法(以下「憲法」という。)第9条をどのように解するかということは、憲法制定以来常に中心的な問題であり続けた。憲法第9条に関する論点は、現在、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする日本政府の解釈に特に集中しているが、それ以外にも多くの重要な論点がある。憲法第9条第2項で規定される交戦権否認は、そのうちの一つである。憲法第9条の交戦権否認規定は、長い期間にわたり国会で取り上げられてきており、最近の例としては外国軍用品等海上輸送規制法(1)に関する国会審議で論点の一つとなったことを挙げることができる(2)。

憲法第9条の交戦権否認規定については、その解釈を巡って長年の議論があり、また交戦権は国際法上の概念とされることからそこには国際法の観点からのものも含まれる⁽³⁾。本稿では、憲法第9条を含め日本の安全保障政策に関する議論に資するため、日本政府の解する交戦権否認規定が現在の国際法においてどのように位置づけられるかを論じる。具体的には、最初に、日本政府による交戦権否認規定の解釈を概観し、あわせて国際法学者による交戦権否認規定の解釈を概観し、あわせて国際法学者による交戦権否認規定の解釈を紹介する。次に、国際法上の交戦権を論じるに当たり、

武力行使に関する国際法を概観し、国際法上武力行使がどう位置づけられるかについて戦争の違法化の前後で分けて紹介した上で、国家が交戦者として有する権利について論じる。国際法上の交戦権を論じる際には、憲法第9条でいう交戦権と比較される自衛権の行使のときに国家が交戦者として有する権利に焦点を当てる。最後にこれらを踏まえて考察を行う。

I 日本政府による交戦権否認規定の解釈

憲法第9条の条文は、次のとおりである。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、 国際紛争を解決する手段としては、永久に これを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その 他の戦力は、これを保持しない。国の交戦 権は、これを認めない。

憲法第9条の交戦権否認規定とは、第2項に ある「国の交戦権は、これを認めない」という 規定のことである。この規定については憲法制 定時の帝国議会の審議で取り上げられている。 少し長くなるが日本政府の当時の見解を示すも のとして金森徳次郎国務大臣(当時)の答弁を

^{(1) 「}武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」(平成 16 年法律第 116 号)。

⁽²⁾ 例えば、次のようなやりとりがあった。「この海上輸送規制法案ですけれども、この法案は、武力攻撃事態に際して、日本の領海または周辺の公海において外国軍用品等の海上輸送を規制するための手続を定めた法案でありますが、この場合、海上自衛隊が停船検査をする、いわゆる臨検でありますけれども、これは、国際法上、交戦権の行使の一形態というふうに言われておりますけれども、この点についての政府の見解をお願いします。」と問われて、石破茂防衛庁長官(当時)は、「…国際法的な根拠は何かといえば、国連憲章51条だと思っていただいて結構でございます。したがいまして、国連憲章の51条に認められております、…個別的、集団的自衛権を認めているわけでございますが、我が国としてはその個別的自衛権の行使として行っておるわけでございます。したがいまして、交戦権とはその根拠を異にし、内容を異にしております。」と答弁している。第159回国会衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会議録第8号 平成16年4月23日 pp.30-31.

⁽³⁾ そのうち、特に交戦権を主たる対象として論じたものに次の文献がある。宮崎繁樹「交戦権について」『法律論叢』 61 巻 4・5 号, 1989.3, pp.39-69; 石本泰雄「交戦権と戦時国際法―政府答弁の検討」『国際法の構造転換』 有信堂高文社, 1998, pp.87-120.

次に掲げる。

此ノ條文[憲法第9条]ノ第一項ニ當ル ベキモノハ、既二或諸外國ノ條約、憲法ニ 此ノ趣旨ガ現レテ居リマス、併シソレダケ デハ唯一ツノ極リ文句ノヤウデアツテ、實 際的ナ此ノ平和ノ實現ノ手段ヲ伴ツテ居ナ イノデアリマス、ソコデ此ノ第二項ト云フ モノガ新シキ主題ヲ含ミマシテ、獨リ原則 ヲ認メルバカリデハナイガ、原則ヲ實現ス ル手續上ノ手段、或ハ利用法トナルベキモ ノハ之ヲ廢棄シテ、ソコデ武力ハ持タナイ ト云フコトト、交戰權ト云フノハ、私ハ此 ノ語ヲ詳シク知リマセヌガ、聽イテ居リマ ス所デハ、戰爭ヲ行フト云フコトニ基イテ 生ズル種々ナル權利デアルト存ズルノデア リマスルガ、斯様ナ規定ヲ置クコトニ依リ マシテ平和ノ現出ガ餘程確保セラルルノデ ハナイカ、若シ此ノ交戰權ニ關スル規定ガ ナイト、相當程度迄事實上戰爭状態ヲ現出 セシムル、是ガナケレバナカナカサウハ行 カナイ、戰爭中二外國ノ船舶ヲ拿捕スルコ トモ出來ナイシ、戰爭ト云フノハ事實上ノ 戦争ノ如キモノヲ始メマシテモ、外國ノ船
 ヲ拿捕スルト云フコトモ出來ナイシ、或ハ 又其ノ占領地ト云フモノモ、國際公法ニ認 メル保護ヲ受ケナイシ、俘虜ナドト云フコ トモ起ツテ來ナイ⁽⁴⁾

この答弁では、交戦権は戦争の遂行に基づいて生じる種々の権利であり、これを否認することで、外国の船舶を拿捕することはできなくなり、占領地について国際法上認められる保護を受けることはできず、「俘虜ナドト云フコトモ起ツテ來ナイ」という。

日本政府は、憲法第9条の交戦権否認規定について多くの機会にその意味するところについて見解を述べているが、比較的詳しいものとして次のものがある⁽⁵⁾。

憲法第9条第2項は、「国の交戦権は、 これを認めない。」と規定しているが、こ こにいう交戦権とは、戦いを交える権利と いう意味ではなく、交戦国が国際法上有す る種々の権利の総称であつて、相手国兵力 の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そ こにおける占領行政、中立国船舶の臨検、 敵性船舶のだ捕等を行うことを含むもので あると解している。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たつ ては、我が国を防衛するため必要最小限度 の実力を行使することが当然認められてい るのであつて、その行使は、交戦権の行使 とは別のものである。

我が国は、自衛権の行使に当たつては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、交戦権が認められていないことによって不利益が生じるというようなものではない

また、日本政府は、交戦権に関する自らの解釈について、「国際法上も、交戦権は、通常、右に述べたような [前記の] 意味に解されている」としている $^{(6)}$ 。

日本政府は、交戦権と自衛権の行使との関係について、次のように説明している。「交戦権は…戦争を、現実、具体的に遂行するための手段と考えておりますので、そのような交戦権と

⁽⁴⁾ 第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事速記録第12号 昭和21年9月13日 p.18.

^{(5) 「}衆議院議員稲葉誠一君提出自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に関する質問に対する答弁書」(昭和 55 年 10 月 28 日受領 答弁第 6 号) pp.8-9.

^{(6) 「}衆議院議員稲葉誠一君提出鈴木内閣の憲法についての考え方に関する質問に対する答弁書」(昭和 56 年 4 月 14 日 受領 答弁第 18 号) p.5.

いうものは、自衛権の行使に伴う自衛行動とい うものとは別のものであるというふうに考えて おるわけです。どういうふうに違うかといえば、 …交戦権というものは、人道主義的見地からす る制約以外には制約がないものである、元来。 しかし自衛のための行動というのは、自衛権に 見合う限度において当然に限界がある。限界が あるものとないものとは本質が違う。」と整理 している⁽⁷⁾。さらに、「自衛権に見合う限度に おいて当然に限界がある」という「自衛のため の行動」を行う権利は、「交戦権」とは「本質 が違うもの」で「中身の違うもの」であり、「自 衛行動権というような名前で唱えるべきもの」 とする⁽⁸⁾。「自衛行動権」は、「自衛のための交 戦権」、「限界のある交戦権」というような意味 で考えるなら「交戦権」と表しても構わないと し、「自衛権からくる制約のある交戦権」と考 えても良いとする⁽⁹⁾。

また、日本政府は、前記の解釈について、国際法との関係から、「戦時国際法上、…自衛隊の行う行為については国際法は無縁かと言えば、それはそうじゃないのであって、国際法上の交戦国としての待遇は日本の自衛隊だって受けるし、また、義務は守らなければならぬと思います。…われわれは自衛行動権と言っておりますけれども、国際法の上から見れば、それはやはり普通の交戦国がやることと大体似たようなことを国内ではやるわけです。ただ、…非常に制限を受けておって、…これを交戦権というこ名前で呼ぶことははなはだ誤解を招くというこ

とで、われわれは使わない、こういう関係でご ざいます。」と整理している⁽¹⁰⁾。

なお、日本政府は、憲法第9条が認める自 衛権の行使としての武力行使は、① 我が国に 対する急迫不正の侵害があること、② これを 排除するために他の適当な手段がないこと、③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、 という三要件に該当する場合に限られると解し ている(11)。また、一般に国家が行使できる個 別的自衛権との関係について、「いわゆる個別 的自衛権、こういうものをわが国が国際法上も 持っている、…憲法の上でも持っている…(中 略)…個別的自衛権についても、その行使の態 様については、わが国におきましては、たとえ ば海外派兵はできないとか、それからその行使 に当たっても必要最小限度というように、一般 的に世界で認められているような、ほかの国が 認めているような個別的自衛権の行使の態様よ りもずっと狭い範囲に限られておる… (中略) …個別的自衛権は持っているけれども、…実際 にそれを行使するに当たっては、非常に幅が狭 い…。」と説明している⁽¹²⁾。

Ⅲ 国際法学者による交戦権否認規定の 解釈

憲法第9条の交戦権否認規定でいう交戦権が何を意味するかについて、国際法学における議論では二つの説がある⁽¹³⁾。一つは、① 国際法上「国家が戦争を行う権利」を指すというもの

⁽⁷⁾ 高辻正巳内閣法制局長官答弁(第61回国会参議院予算委員会会議録第3号 昭和44年2月21日 p.9.)。

⁽⁸⁾ 同上

⁽⁹⁾ 同上

⁽¹⁰⁾ 真田秀夫内閣法制局長官答弁(第84回国会衆議院内閣委員会議録第27号(閉会中審査) 昭和53年8月16日 pp.26-27.)。

^{(11) 「}衆議院議員森清君提出憲法第9条の解釈に関する質問に対する答弁書」(昭和60年9月27日受領 答弁第47号) pp.3-4.

⁽¹²⁾ 角田禮次郎内閣法制局長官答弁(第94回国会衆議院法務委員会議録第18号 昭和56年6月3日 p.8.)。

⁽¹³⁾ 本稿では憲法学における交戦権に関する議論は扱わない。憲法学における議論をごく簡単に紹介したものとして次の文献がある。愛敬浩二「戦争の放棄」芹沢斉ほか編『新基本法コンメンタール 憲法』(別冊法学セミナー no.210) 日本評論社, 2011, p.66.

であり、もう一つは、② 国際法上「国家が交 戦者として有する権利」を指すというもので ある。①説によれば、憲法第9条が否認する交 戦権が「国家が交戦者として有する権利」であ るとすると、「国家が交戦者として有する権利」を 認めないだけで「国家が戦争を行う権利」を 認めることになり、これは矛盾であるという⁽¹⁴⁾。 これに対して、②説によれば、国際法上「国家 が戦争を行う権利」を持つというのは誤りであ り、国家に認められていたのは「戦争を行う自 由」であって、国際法上の交戦権とは「国家 が交戦者として有する権利」を指すという⁽¹⁵⁾。 前章でみたとおり、日本政府は、憲法第9条で いう交戦権について②説を採用している。

憲法第9条でいう交戦権の英訳語は "right of belligerency" であるが⁽¹⁶⁾、この表現についても若干の議論がある。 "right of belligerency" という表現は、国際法上の概念として確立しているものではなく、交戦者の権利については "belligerent right" や "right of belligerent" という表現が用いられるとの指摘がある⁽¹⁷⁾。もっとも、"belligerent right" や "right of bel-

ligerent"は、「国家が交戦者として有する権利」のうち、交戦国が中立国に対して行使できる権利を指す際に使用されることが多い $^{(18)}$ 。なお、憲法制定後の文献であるが、"right of belligerency"という表現を用いたものがある $^{(19)}$ 。

Ⅲ 国際法上の交戦権

1 武力行使に関する国際法

武力行使に関する国際法は、現在 jus ad bellum、jus in bello (20)及び中立法に大別される。 jus ad bellum は武力行使の正否、jus in bello は敵対行為の手段・方法等、中立法は交戦国と中立国の間の権利義務を律するものである。

jus ad bellum の主要な条約上の規定は、国際連合憲章(以下「国連憲章」という。) (21) の武力行使に関する条項である。国連憲章は、国際連合(以下「国連」という。)加盟国の武力による威嚇又は武力の行使を禁止し(第2条第4項)(22)、第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」に基づき安全保障理事会がとる措置(以下「第7章に基づく措置」という。) (23)

⁽¹⁴⁾ 横田喜三郎『戰爭の放棄』國立書院, 1947, pp.60-65.

⁽¹⁵⁾ 高野雄一「憲法第9条─国際法的にみた戦争放棄条項」『日本国憲法体系(宮沢俊義先生還暦記念)第2巻 総論Ⅱ』 有斐閣, 1965, pp.139-147.

^{(16) &}quot;The Constitution of Japan," Official Gazette, English Edition, extra (November 3, 1946), p.2.

⁽¹⁷⁾ 前原光雄「交戰權の放棄」『国際法外交雑誌』51巻2号, 1952.6, pp.13-14. この論文の著者は、「日本憲法の英譯では、 交戰權を right of belligerency としていることは既に述べたが、このような権利が國際法上存することを私は未だい かなる著述中にも見出す機會に恵まれない。」とする。

⁽¹⁸⁾ Ronald F. Roxburgh, ed., *International Law, a Treatise, by L. Oppenheim, vol.2, War and Neutrality*, 3rd edition, London: Longmans, 1921, pp.419-428; Canada, Office of the Judge Advocate General, *Law of Armed Conflict at the Operational and Tactical Levels*, Joint Doctrine Manual, B-GJ-005-104/FP-021, August 13, 2001, p.13-4, para.1309. http://www.forces.gc.ca/jag/publications/oplaw-loiop/loac-ddca-2004-eng.pdf, accessed on August 14, 2012.

⁽¹⁹⁾ Rosalyn Higgins, "The Legal Limits to the Use of Force by Sovereign States: United Nations Practice," *British Year Book of International Law*, issue 37 (1961), pp.311-312; Ian Brownlie, *International Law and the Use of Force by States*, Oxford: Clarendon Press, 1963, p.45. 前者で"rights of belligerency"、後者で"the rights and duties of belligerency and neutrality" という表現が用いられている。

^[20] jus ad bellum と jus in bello は、ラテン語であり、ius ad bellum と ius in bello とも表記される。jus ad bellum は 開戦法規、jus in bello は交戦法規と訳されることがある。藤田久一「戦争法」国際法学会編『国際関係法辞典(第2版)』 三省堂, 2005, p.548.

^{(21) 1945} 年 6 月 26 日署名、1945 年 10 月 24 日効力発生(昭和 31 年 12 月 19 日条約第 26 号)。以下、条約を引用する際は公定訳による。

と「武力攻撃が発生した場合」の「個別的又は 集団的自衛の固有の権利」(第51条) ⁽²⁴⁾に基づ く行為(以下「自衛権の行使」という。) をその例 外として適法なものとする ⁽²⁵⁾。国際連盟規約 ⁽²⁶⁾ や不戦条約 ⁽²⁷⁾ などを受け、国連憲章が武力に よる威嚇又は武力の行使を禁止するに至る武力 行使の規制のプロセスを一般に戦争の違法化と いう。

jus in bello は、武力紛争法(law of armed conflict) 又は国際人道法(international humanitarian law) とも呼ばれる。jus in bello には、ハーグ陸戦 条約⁽²⁸⁾、ジュネーヴ諸条約⁽²⁹⁾、ジュネーヴ諸 条約第1追加議定書⁽³⁰⁾など多くの条約がある。 jus in bello は敵対する交戦国に平等に適用され、jus ad bellum からみて当該交戦国の各々 の武力行使の正否が認定されたとしても、その 平等な適用は維持されるというのが現在の一般 的な解釈である⁽³¹⁾。つまり、jus in bello によ る敵対行為の手段・方法等の規制は、交戦国の 武力行使が適法であるか違法であるかに影響されない。

中立法において、中立とは交戦国に対して無

- (22) 国連憲章第2条第4項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる 国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎 まなければならない。
- (23) 国連憲章第7章のうち、第42条は次のように規定している。「安全保障理事会は、第41条に定める措置では不充分であろうと認め、又は不充分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。」
- [24] 国連憲章第51条「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」
- (25) 国連憲章が第 2 条第 4 項等で規定する義務の例外として、「第二次世界戦争中にこの憲章の署名国の敵であつた国」(以下「旧敵国」という。) に対する措置がある (国連憲章第 107 条)。また、旧敵国に対する地域的取極又は地域的機関による強制行動には安全保障理事会の許可を要しない (国連憲章第 53 条)。これらの規定は旧敵国条項と呼ばれ、旧敵国とは日本、ドイツ、イタリア等の枢軸国を指す。旧敵国が国連の加盟国となったことで、加盟国は平和愛好国であって (国連憲章第 4 条第 1 項) かつ主権平等であること (国連憲章第 2 条第 1 項) から、旧敵国条項はもはや有効ではないとされる。Bruno Simma, ed., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 2nd edition, vol.1 & 2, Oxford: Oxford University Press, 2002, pp.878-881, 1333-1339.
- (26) 国際連盟規約は、同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約(1919年6月28日署名、1920年1月10日効力発生(大正9年1月10日条約第1号))等、第一次世界大戦の各講和条約の冒頭で規定された。
- (27) 戦争抛棄ニ關スル條約。1928年8月27日署名、1929年7月24日効力発生(昭和4年7月25日条約第1号)。
- (28) 陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約。1907年10月18日署名、1910年1月26日効力発生(明治45年1月13日条約第4号)。 その附属書である陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則(以下「陸戦規則」という。)によって jus in bello の具体的な内容を 定めている。
- (29) 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約。1949 年 8 月 12 日署名、1950 年 10 月 21 日効力発生、以下 4 条約の署名・効力発生は同日(昭和 28 年 10 月 21 日条約第 23 号)。
 - 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約(昭和 28 年 10 月 21 日条約第 24 号)。
 - 捕虜の待遇に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約 (昭和 28 年 10 月 21 日条約第 25 号)。
 - 戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約 (昭和 28 年 10 月 21 日条約第 26 号)。
- (30) 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)。1977 年 12 月 12 日署名、1978 年 12 月 7 日効力発生(平成 16 年 9 月 3 日条約第 12 号)。
- (31) Josef L. Kunz, "The Laws of War," American Journal of International Law, vol.50 no.2 (April 1956), pp.317-321.

差別・公平に関係づけられる国家の地位を指し、その地位にある国家を中立国という (32)。中立法は、18世紀末から 19世紀にかけて慣習国際法として形成され (33)、パリ宣言 (34)、陸戦中立条約 (35)、海戦中立条約 (36) などによって法典化されてきた。jus ad bellum の発展を受けて中立法がどのように適用されるかについて様々な議論があるが、国連憲章の規定の影響を大きく受けているのは確かである (37)。

2 戦争違法化以前の国際法上の武力行使

戦争が違法化される前は、当時の国際法から みた場合、国家による武力行使は戦争と戦争以 外の武力行使に分けられた。

戦争は、戦争行為、宣戦布告又は期限つきの 最後通牒などの公然の行為で国家が戦争を行う 意図を明白にすることで始まり、一方の滅亡又 は条約若しくは休戦状態の継続による交戦国 間の同意によって終結した⁽³⁸⁾。戦争において は、交戦国間に、外交関係の停止、部分的では あるが条約の効力停止など国際法上の効果をも たらし⁽³⁹⁾、交戦国と中立国の間では中立法が 適用された。国家による戦争を行う意図の表明 という戦争開始の要件は、それ自体国家による 戦争の選択を制約するものではないが、戦争に 関する国内法上の手続等の回避や国内世論を配 慮して、国家が戦争以外の武力行使を選択する ことがあった⁽⁴⁰⁾。戦争の違法化が進展すると この傾向はさらに強まり、国家は、国際的な武 力紛争について、国際法でいう戦争と規定する ことを一層躊躇するようになった⁽⁴¹⁾。このよ うな文脈で、戦争を行う意図の表明という要件 をみたした戦争を、法律上の戦争(de jure war、 war in the legal sense)、国際法上の戦争(war in the sense of international law)といい、戦争以外 の武力行使と区別することがあった⁽⁴²⁾。

戦争以外の武力行使については、自衛、復仇(reprisals)、干渉(intervention)、平時封鎖(pacific blockade)など様々な呼称がある措置がとられたが、ここでは国際法上の根拠から概念的に整理して、まずは自衛と復仇を論じる⁽⁴³⁾。自衛と復仇は、他国による国際法上の違法行為

⁽³²⁾ 石本泰雄『中立制度の史的研究』(大阪市立大学法学叢書 11) 有斐閣, 1958, pp.15-18.

⁽³³⁾ Michael Bothe, "The Law of Neutrality," Dieter Fleck, ed., *The Handbook of Humanitarian Law in Armed Conflicts*, paperback, Oxford: Oxford University Press, 1999, Reprinted, 2004, p.487.

⁽³⁴⁾ 海上法要義ニ關スル宣言。1856 年 4 月 16 日署名・効力発生(明治 20 年 3 月 24 日勅令)。

⁽³⁵⁾ 陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約。1907年10月18日署名、1910年1月26日効力発生(明治45年1月13日条約第5号)。

⁽³⁶⁾ 海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約。1907年10月18日署名、1910年1月26日効力発生(明治45年1月13日条約第12号)。

⁽³⁷⁾ 国連憲章の第2条第4項、第7章の規定のほかに、国連への援助及び国連の防止行動・強制行動の対象となっている国への援助の供与の禁止(第2条第5項)と、安全保障理事会の決定の受諾と履行(第25条)という規定も伝統的な中立国の立場を国際法上許さない状況を生じさせうる。U.K. Ministry of Defence, *The Manual of the Law of Armed Conflict*, Oxford: Oxford University Press, 2004, p.20, para.1.42.2.

Quincy Wright, "Changes in the Conception of War," *American Journal of International Law*, vol.18 no.4 (October 1924), pp.758-760.

⁽³⁹⁾ Roxburgh, ed., op.cit.(18), pp.143-147.

⁽⁴⁰⁾ Brownlie, op.cit.(19), pp.26-28.

⁽⁴¹⁾ Ingrid Detter, The Law of War, 2nd edition, Cambridge: Cambridge University Press, 2000, pp.11-12.

⁽⁴²⁾ Brownlie, op.cit.(19), pp.26-27.

⁽⁴³⁾ C. H. M. Waldock, "The Regulation of the Use of Force by Individual States in International Law," *Recueil des Cours*, 81-2 (1952), pp.456-468.

他に、自己保存(self-preservation)や緊急避難(necessity)という正当性の事由から説明されることがある。 Brownlie, *op.cit*.(19), pp.46-49.

があるとき、本来なら違法行為であるが一定の要件を満たすことで適法となる対抗措置のことをいう。自衛は、違法行為が現にあるか差し迫っている場合に、それを防止する手段が他にないときに認められる。復仇は、違法行為をやめるよう外交的に働きかけたがそれがかなわなかったときに認められる。どちらの場合も、その対抗措置は、受けた違法行為と均衡性を有する必要がある。これらの要件が満たされない措置は、自衛と復仇であると行為国が主張しても、国際法上は違法な措置ということになる。なお、ここで挙げた復仇は、国際的な武力紛争において、他の交戦国が行う jus in bello に反する行為への対抗措置である戦時復仇(belligerent reprisals)と明確に区別される(44)。

自衛は、実際には、主に武力行使に関係し、 他国がもたらす物理的な危険を同じく物理的な 手段によって撃退することである。復仇は、他 国の国際法上の違法行為に対して、物理的な手 段を含めた本来なら国際法上の違法行為を行う ことで、その他国の違法行為の中止や違法行為 に対する賠償を求めることである。また、復仇 の前提となる国際法上の違法行為は自国に対す る物理的なものに限定されず、例えば自国民が 居住する他国が当該自国民を不当に扱うなどと いったことが挙げられる。

戦争以外の武力行使としての干渉とは、武力

を用いて他国の国内管轄事項に介入することである。他国がその住民を弾圧するなどの不当な行為があるときに正当となる行動とされるが、その定義や要件については様々な説がある $^{(45)}$ 。 干渉の国際法上の根拠として、自衛や復仇等が挙げられることがある $^{(46)}$ 。

平時に他国の港湾や海岸を海軍力で封鎖して 通商の妨害等を行うことを平時封鎖というが⁽⁴⁷⁾、 これは復仇や干渉の手段としてしばしば用いら れた⁽⁴⁸⁾。

3 戦争違法化以後の国際法上の武力行使

国連憲章では、第二次世界大戦等特定の戦争を指すとき⁽⁴⁹⁾を除いて戦争という概念は用いておらず、かつて国際法で戦争と呼んでいたものを含めて武力による威嚇又は武力の行使は、自衛権の行使と第7章に基づく措置を除いて禁止されている。国家には戦争を行う自由はなく、「法律上の戦争」等の概念はもはや意味を持たない⁽⁵⁰⁾。つまり、国際法からみた場合、個々の武力行使を呼ぶときに戦争という言葉を使用していようがいまいが、国際的な武力紛争は法的根拠からみて、自衛権の行使、第7章に基づく措置、違法な武力行使のいずれかに分類される。復仇のうち武力によるものは、国連憲章第2条第4項に加えて同条第3項⁽⁵¹⁾によって違法化されたと解されている⁽⁵²⁾。武力によらない

⁽⁴⁴⁾ Yoram Dinstein, *The Conduct of Hostilities under the Law of International Armed Conflict*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004, pp.220-222.

⁽⁴⁵⁾ Charles G. Fenwick, "Intervention: Individual and Collective," *American Journal of International Law*, vol.39 no.4 (October 1945), pp.645-646, 650-651.

⁽⁴⁶⁾ Waldock, op.cit.(43), p.461.

⁽⁴⁷⁾ Albert H. Washburn, "The Legality of the Pacific Blockade I," *Columbia Law Review*, vol.21 no.1 (January 1921), pp.55-58.

⁽⁴⁸⁾ Waldock, op.cit.(43), pp.457-458.

⁽⁴⁹⁾ 例えば、第107条。前掲注(25)

⁽⁵⁰⁾ 石本泰雄「いわゆる「事実上の戦争」について」『国際法の構造転換』有信堂高文社, 1998, pp.73-76.

⁽⁵¹⁾ 国連憲章第2条第3項「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を 危うくしないように解決しなければならない。」

⁽⁵²⁾ Derek Bowett, "Reprisals Involving Recourse to Armed Force," *American Journal of International Law*, vol.66 no.1 (January 1972), p.1.

復仇は、国際違法行為の違法性阻却事由となる措置の一種である、対抗措置 (countermeasures) という概念で位置づけられている (53)。

戦争が違法化された後の武力行使について、 仮に例を挙げて整理してみる。A 国が正当な理 由なくB国の領土に軍隊を派遣しB国の軍隊 を攻撃することは「違法な武力行使」となり、 B国による A 国への反撃は「自衛権の行使」と なる。A国のB国への攻撃について、C国がB 国を援助して A 国に兵力を用いることは「自衛 権の行使」となる。また、国連の安全保障理事 会が、A国のB国への攻撃を侵略行為等と決定 して国連憲章第42条に基づき兵力を使用する こととし、それに基づいてD国がA国に軍隊 を派遣することは「第7章に基づく措置」となる。 なお、戦争が違法化される前に行われた干渉 は、戦争が違法化された後もその目的を人道上 のものに限るが武力行使の根拠として主張され ることがある。これを人道的干渉(humanitarian

intervention)という。国連憲章下において、自 衛権の行使と第7章に基づく措置の他にこの人 道的干渉を根拠として武力行使が認められるか 否かについては議論がある⁽⁵⁴⁾。

自衛権の行使の要件には、国際法上、国連憲章第51条に基づく武力攻撃の発生に加えて⁽⁵⁵⁾、必要性(necessity)と均衡性(proportionality)がある。国際司法裁判所は、ニカラグア事件⁽⁵⁶⁾(本案)判決において、自衛は、武力攻撃と均衡しかつそれに応じる必要性があるときのみ、その措置が正当化されるとした⁽⁵⁷⁾。また、武力攻撃という要件については、個別的自衛権を行使できるのは被攻撃国、集団的自衛権を行使できるのは被攻撃国からの要請がある国とした⁽⁵⁸⁾。国際司法裁判所は、自衛権の行使にこれらの要件があることについて、その後もオイル・プラットフォーム事件⁽⁵⁹⁾(本案)判決など複数回にわたって確認している⁽⁶⁰⁾。前節で、戦争違法化以前の自衛には、①違法行為が現にあるか差

⁽⁵³⁾ David J. Bederman, "Counterintuiting Countermeasures," *American Journal of International Law*, vol.96 no.4 (October 2002), p.827.

⁽⁵⁴⁾ Thomas M. Franck, *Recourse to Force: State Action against Threats and Armed Attacks*, Cambridge: Cambridge University Press, 2002, pp.135-139.

⁽⁵⁵⁾ 国連憲章第51条に基づく自衛権の行使の要件には、他に「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」であることと、「自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない」ことの二つがある。前者は後述する必要性という要件に包含されるものであり、後者は自衛権を行使した後の手続要件である。

^{(56) 1981} 年以降の米国によるニカラグアの反政府武装勢力コントラへの支援等について、ニカラグアがそれらの活動を国際法違反として1984 年に国際司法裁判所に提訴した事件。国際司法裁判所は、同年当裁判所が管轄権を有し受理可能と判決を下し、1986 年の本案判決では米国の活動の違法性を認定した。ただし、米国は管轄権・受理可能性判決を不服として本案の審理手続には参加しなかった。この事件を解説した文献は多数あるが、そのうちの幾つかを掲げれば次のとおりである。小和田恒「国際司法裁判所判例評釈 ニカラグヮに対する軍事的活動事件―仮保全措置指示要請」『国際法外交雑誌』83 巻 6 号, 1985.2, pp.33-65; 小和田恒「国際司法裁判所判例評釈 ニカラグァに対する軍事的活動事件―仮保全措置指示要請」『国際法外交雑誌』83 巻 6 号, 1985.2, pp.33-65; 小和田恒「国際司法裁判所判例評釈 ニカラグァに対する軍事的活動事件―管轄権及び受理可能性」『国際法外交雑誌』85 巻 4 号, 1986.10, pp.28-67; 杉原高嶺「判例研究・国際司法裁判所 ニカラグアに対する軍事的活動事件 (本案)」『国際法外交雑誌』89 巻 1 号, 1990.4, pp.53-82; 関野昭一・広部和也「ニカラグアにおけるおよび同国に対する軍事的・準軍事的活動事件―ニカラグア事件」波多野里望・尾崎重義編『国際司法裁判所 判決と意見 第2 巻』国際書院, 1996, pp.236-312.

⁽⁵⁷⁾ Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986, p.94, para.176.

⁽⁵⁸⁾ *ibid.*, pp.103-105, paras.195, 199. 集団的自衛権の行使には被攻撃国からの要請を要するとした国際司法裁判所の判決に対しては、非現実的であるとの批判がある。*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Dissenting Opinion of Judge Sir Robert Jennings, I.C.J. Reports 1986, pp.544-545.*

し迫っている、② 違法行為を防止する手段が他にない、③ 対抗措置は受けた違法行為と均衡性を有する必要がある、という三つの要件があると述べたが、このうち①が武力攻撃の発生、②が必要性、③が均衡性に相当する。

自衛権の行使に必要性と均衡性という要件があることは、各国の軍隊のマニュアル等でも述べられている。例えば、米国の『作戦法規便覧』(2011年)(61)では、「いかなる形式の自衛についても、必要性と均衡性の原則は、被攻撃国の行動を制約する機能を持つ。」としている(62)。必要性については、「平和的解決手段を尽くすこと又はその非有効性、侵略国が用いる強制の性質、関係国の目標、効果的な共同体の干渉の可能性を考慮する」こととし、均衡性について、「その規模、範囲及び期間について脅威又は攻撃に対抗するために合理的に必要とされる程度まで

武力を制限すること」を例に挙げている(63)。

もっとも、これらの自衛権の行使の要件が意 味するところについては様々な争点があり⁽⁶⁴⁾、 ここではそのうち、本稿が扱うテーマと関係す る均衡性の要件に関する論点を紹介する。均衡 性について、単発的な武力紛争の場合は違法行 為とそれを受けた対抗措置の関係は明瞭であり 要件を満たしているか否かの判断が容易である のに対して、使用される兵力の規模や期間が大 きくなると判断が難しくなるとの指摘がある⁽⁶⁵⁾。 このような状況では、対抗措置が現にある違法 行為だけでなく継続して起こると将来想定され る違法行為を抑止するためのものであっても均 衡性を満たしているとする考えもあれば⁽⁶⁶⁾、対 抗措置は違法行為を排除するという目的と均衡 していれば良いという考えもある⁽⁶⁷⁾。さらに、 大規模な武力紛争に至った場合には、均衡性は

- (59) 1987年と1988年の米国によるイランのオイル・プラットフォームへの攻撃について、イランがそれらの活動を1955年の米国・イラン間の友好・経済関係及び領事条約(以下、「1955年条約」という。)と国際法の違反を構成するとして1992年に国際司法裁判所に提訴した事件。国際司法裁判所は、1996年当裁判所が管轄権を有さないとする米国の先決的抗弁を却下する判決を下した。米国が1997年にイランが1955年条約に違反したとする反訴を行うと、1998年に本案の審理の一部を構成するとして受理可能と判決を下し、2003年に本案について判決を下した。本案判決では、米国の活動は正当化されないとしたが、1955年条約にある「当事国の領域間の通商の自由」に関する義務違反は米国とイランの双方について認められないとした。この事件を解説した文献として、次のものがある。国際司法裁判所判例研究会「判例研究・国際司法裁判所 オイル・プラットフォーム事件―先決的抗弁(判決1996.12.12)」『国際法外交雑誌』100巻5号、2001.12、pp.87-102; 山村恒雄「石油採掘施設攻撃事件―オイルプラットフォーム事件」波多野里望・廣部和也編著『国際司法裁判所 判決と意見 第3巻』国際書院、2007、pp.192-236.
- (60) Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Judgment, I.C.J. Reports 2003, pp.186-187, para.51 & p.198, para.76.
- 「作戦法規便覧』は、米陸軍法務総監法務センター・学校が作戦法規(operational law)の運用に携わる法務官向けに刊行したものである。Sean Condron, ed., *Operational Law Handbook 2011*, Charlottesville: Judge Advocate General's Legal Center and School, 2011, p.ii. http://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/operational-law-handbook_2011.pdf, accessed on April 19, 2012.
- (62) *ibid.*, p.6.
- (63) *ibid.*, p.5.「共同体の干渉(community intervention)」については、集団安全保障に基づく国際社会による介入等が考えられる。集団安全保障については次の文献を参照されたい。松葉真美「集団的自衛権の法的性質とその発達―国際法上の議論」『レファレンス』696 号, 2009.1, pp.85-88.
- (64) 議論を整理したものとして、次の文献がある。藤田久一『国連法』東京大学出版会,1998,pp.279-313. 現在の国際法における自衛権に関する争点で、主要なものとして慣習国際法上の自衛権がある。これは、武力攻撃を要件とする国連憲章上の自衛権の他に、武力攻撃を要件としない慣習国際法上の自衛権を国家が有するか、というものである。
- (65) Rosalyn Higgins, *Problems and Process: International Law and How We Use It*, Oxford: Clarendon Press, paperback edition, 1995, pp.230-232.
- (66) Oscar Schachter, "The Right of States to Use Armed Force," *Michigan Law Review*, vol.82 no.5/6 (April-May 1984), pp.1637-1638.

もはや求められないという考えもある⁽⁶⁸⁾。

4 国家が交戦者として有する権利

これまで述べてきた国際法上の武力行使のカ テゴリーをまとめると、適法な武力行使は、戦 争が違法化される前には戦争、自衛及び復仇で あり、戦争が違法化された後には自衛権の行使 及び第7章に基づく措置となる。戦争が違法化 される前の戦争は、国家による戦争を行う意図 の表明があって開始されるものであり、交戦国 には、jus in bello と中立法の履行を求められる ものの兵力の使用等に制限はない。つまり、戦 争違法化以前の戦争では、戦争の原因や目的等 に関係することなく交戦国には、「戦争を遂行 するための無制限の権利」である「国家が交戦 者として有する権利」が認められていたのであ る⁽⁶⁹⁾。他方、自衛と復仇については、そのよ うな行為を行う際に求められる要件が、兵力の 使用等にもそのまま適用されることになる。

戦争が違法化された後の国際法では、自衛権の行使と第7章に基づく措置にのみ、国家が交戦者として有する権利が認められており、その具体例を挙げれば次のとおりである⁽⁷⁰⁾。

- ① 敵国領土の占領
- ② 敵国軍隊の破壊

- ③ 特定の条約の廃棄
- ④ 臨検・捜索、収用する相当な理由がある 場合の公海における商船の拿捕
- ⑤ 海上における敵国・中立国の財産の収用
- ⑥ 占領地と自国における敵国財産の徴発、 差押え及び特定の状況下での没収
- ⑦ 占領地におけるスパイ行為及び戦時反逆 を当該活動に関与した個人を罰することで 抑止すること

これらの権利は、戦争が違法化される前では、交戦国のすべてに認められていたものである。戦争が違法化された後では、敵対して交戦する国の両方が jus ad bellum 上適法となる武力を行使することは想定することができず(71)、これらの権利が両者に認められることはない。また、自衛権を行使する国は、交戦者として有する権利を行使するに当たり、必要性と均衡性という要件を満たす必要がある(72)。なお、第7章に基づく措置に参加している国に認められる武力行使に関する権利は、国連安全保障理事会の授権に基づくものであり、国家が交戦者として有する前記の権利とはその範囲が異なることが考えられる(73)。

なお、国際法においては、戦争違法化以前と 戦争違法化以後で、国家が交戦者として有する

⁽⁶⁷⁾ Higgins, op.cit.(65), pp.231-232.

⁽⁶⁸⁾ Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-Defence*, 3rd edition, Cambridge: Cambridge University Press, 2001, pp.208-209.

⁽⁶⁹⁾ H. Lauterpacht, ed., *International Law, a Treatise, by L. Oppenheim, vol.2, Disputes, War and Neutrality*, 7th edition, London: Longmans, 1952, pp.217-218.

⁽⁷⁰⁾ Quincy Wright, "The Outlawry of War and the Law of War," *American Journal of International Law*, vol.47 no.3 (July 1953), p.374. このような考え方に対しては、例えば次の文献などで国家実行を反映していないとの批判がある。しかしながら、違法な武力行使の認定の例が少ないとしても、違法に武力を行使する国家が jus in bello に反しない敵対行為をするとき、当該行為を交戦者として有する権利の行使として適法と認めることは、jus ad bellum を否定することになる。Kunz, *op.cit*.(31), pp.317-321. なお、国家実行(practice of states)とは、国家による外交等における行為や公式の声明を意味し、それが一般的かつ首尾一貫したものであって法的義務という観点から他国が倣うとき、慣習国際法を形成する。(国家) 慣行とも訳される。Rest. 3rd, Restatement of the Foreign Relations Law of the United States § 102 (1987).

⁽⁷¹⁾ 敵対して交戦する国の両方が違法に武力を行使することはありうる。

⁽⁷²⁾ 真山全「自衛権行使と武力紛争法」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』東信堂, 2007, pp.214-218.

⁽⁷³⁾ Wright, op.cit.(70), p.374.

権利が質的に変化したことは十分に認識されているが、質が変化したことでその呼称が変わったということはない。戦争の違法化に伴い、武力紛争(armed conflict)という概念が用いられるようになり、その文脈でかつての交戦者(国)(belligerents)を紛争当事者(国)(parties to the conflict)と呼ぶことがあるが $^{(74)}$ 、交戦者(国)や交戦権(belligerent right)という表現が排除されているということはない $^{(75)}$ 。

Ⅳ 考察

第Ⅰ章「日本政府による交戦権否認規定の解 釈」で述べたように、日本政府は憲法第9条を 解するに当たって、交戦権を「交戦国が国際法 上有する種々の権利の総称」とし、その権利の 例として、① 相手国兵力の殺傷及び破壊、② 相手国の領土の占領(占領行政を含む。)、③中 立国船舶の臨検、敵性船舶のだ捕等を挙げてい る。また、交戦権は、戦争を「具体的に遂行す るための手段」であり、「人道主義的見地から する制約以外には制約がない」という。①と② は jus in bello、③は中立法で律する交戦国の 権利を想定していると考えられる。もっとも、 jus in bello がよって立つ原則に人道主義がある のは確かであるが、それに加えて軍事的必要性 や均衡性等他の要素もある⁽⁷⁶⁾。また、中立法は、 中立国と交戦国の利益の均衡を図ることを目的 とするものである⁽⁷⁷⁾。

次に、政府の解釈によれば、憲法第9条によって、自衛権の行使は「我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきもの」となる⁽⁷⁸⁾。「交戦権」は、自衛権に見合う程度に限度を持つ「自衛行動権」とは許される範囲が異なるのであり、その相違を理由に両者は本質が異なるとする⁽⁷⁹⁾。

他方、日本政府が憲法第9条を解する際に示した「人道主義的見地からする制約以外には制約がない」という国家が交戦者として有する権利と性質が同じものは、戦争が違法化される前の国家が交戦者として有する権利である。戦争が違法化される前では、戦争は国家による戦争を行う意図の表明のみを求められ、戦争が開始されれば、交戦国には、jus in bello と中立法の遵守は求められるものの、「戦争を遂行するための無制限の権利」である「国家が交戦者として有する権利」が認められていたのである。

現在の国際法では、適法な武力行使は自衛権の行使と第7章に基づく措置のみであり、前者については武力攻撃の発生と必要性と均衡性、後者については国連安全保障理事会の授権という要件がある。どちらの場合も、交戦国はこれらの要件を満たす必要があり、「戦争を遂行するための無制限の権利」としての「国家が交戦者として有する権利」は認められていない。自衛権の行使についていえば、前章第3節「戦争違法化以後の国際法上の武力行使」で紹介したように、その要件の一つである均衡性が適用

⁽⁷⁴⁾ 例えば、陸戦規則は、その第22条で「交戰者ハ害敵手段ノ選擇ニ付無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス」と規定するが、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書の同様の規定は、第35条第1項の「いかなる武力紛争においても、紛争当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は、無制限ではない。」である。

U.S. Department of the Navy, Office of the Chief of Naval Operations et al., *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations*, NWP 1-14M/MCWP 5-12.1/COMDTPUB P5800.7A, July 2007, chap.7-The Law of Neutrality. http://www.usnwc.edu/getattachment/a9b8e92d-2c8d-4779-9925-0defea93325c/1-14M_(Jul_2007)_(NWP), accessed on August 14, 2012.

⁽⁷⁶⁾ 松山健二 『武力紛争法とイスラエル・パレスチナ紛争―第 2 次インティファーダにおけるテロと国家テロ』 大学教育出版, 2008, pp.34-38.

⁽⁷⁷⁾ 石本 前掲注(32), pp.26-35.

^{(78) 「}衆議院議員稲葉誠一君提出自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に関する質問に対する答弁書」前掲注(5), p.7.

⁽⁷⁹⁾ 前掲注(7)

される範囲を極力狭く解釈する立場ですら、大規模な武力紛争に至らない場合の武力行使には均衡性の要件は適用されると主張する。つまり、「人道主義的見地からする制約以外には制約がない」という国家が交戦者として有する権利は、現在の国際法では認められていないのである⁽⁸⁰⁾。

おわりに

日本政府は、憲法第9条の交戦権否認規定の解釈に際して、「交戦権」は、「人道主義的見地からする制約以外には制約がない」ものであり、憲法上許される「自衛のための行動」は、「自衛権に見合う限度において当然に限界がある」といい、「限界があるものとないものとは本質が違う。」とする。他方、現在の国際法で認め

られる武力行使は、自衛権の行使と第7章に基づく措置であり、それぞれ要件があり、その法的結果として国家が交戦者として有する権利にも「限界」をもたらすことになる。

「人道主義的見地からする制約以外には制約がない」という「交戦権」は、国際法上適法な武力行使において国家が交戦者として有する権利とは本質が異なるものであり、国連憲章下では行使されることはない。つまり、国際法上適法な武力行使の下に国家が交戦者として有する権利と、憲法上適法な武力行使の下に「国家が交戦者として有する権利」(81)は、ともに、日本政府の解釈の下での憲法第9条が否認する「交戦権」とは本質が異なるものである。

(まつやま けんじ)

⁽⁸⁰⁾ この点について、交戦権の否認がもたらす効果は、国際法的には国連加盟国のすべてに共通するものと考えられる との指摘がある。石本 前掲注(3), pp.97-102.

⁽⁸¹⁾ 日本政府によれば、「自衛行動権というような名前で唱えるべきもの」であり、「自衛のための交戦権」、「限界のある交戦権」、「自衛権からくる制約のある交戦権」という意味の権利である。前掲注(7)